

水産動植物の被害防止に係る農薬登録保留基準値（案）

今回基準値の設定を行う水産動植物の被害防止に係る農薬登録保留基準値（案）は次のとおりです（農薬登録保留基準については参考1を参照）。

農薬取締法第3条第1項第4号から第7号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める等の件（昭和46年3月農林省告示第346号）第3号の規定に基づき、水産動植物の被害防止に係る農薬登録保留基準（平成18年12月環境省告示第143号）を改正し、下表の農薬の成分の公共用水域における水産動植物被害予測濃度について同表の基準値を新たに設定します。

なお、新たに設定する基準値は改正告示の公布の日から適用することとします。

(E) - N ¹ - [(6 - クロロ - 3 - ピリジル)メチル] - N ² - シアノ - N ¹ - メチルアセトアミジン（別名アセタミプリド）	5.7 µg/l
3 - [1 - (3, 5 - ジクロロフェニル) - 1 - メチルエチル] - 3, 4 - ジヒドロ - 6 - メチル - 5 - フェニル - 2H - 1, 3 - オキサジン - 4 - オン（別名オキサジクロメホン）	830 µg/l
(2E) - 2 - (メトキシイミノ) - 2 - {2 - [(3E, 5E, 6E) - 5 - (メトキシイミノ) - 4, 6 - ジメチル - 2, 8 - ジオキサ - 3, 7 - ジアザノナ - 3, 6 - ジエン - 1 - イル]フェニル} - N - メチルアセトアミド（別名オリサストロピン）	120 µg/l
N, N - ジエチル - 3 - メシチルスルホニル - 1H - 1, 2, 4 - トリアゾール - 1 - カルボキサミド（別名カフェンストロール）	2.0 µg/l
S, S' - ジメチル = 2 - ジフルオロメチル - 4 - イソブチル - 6 - トリフルオロメチルピリジン - 3, 5 - ジカルボチオアート（別名ジチオピル）	56 µg/l
0, 0 - ジメチル = S - メチルカルバモイルメチル = ホスホロジチオアート（別名ジメトエート）	200 µg/l
(Z) - 3 - (6 - クロロ - 3 - ピリジルメチル) - 1, 3 - チアゾリジン - 2 - イリデンシアナミド（別名チアクロプリド）	840 µg/l
4 - クロロ - 3 - エチル - 1 - メチル - N - [4 - (p - トリルオキシ)ベンジル]ピラゾール - 5 - カルボキサミド（別名	0.099 µg/l

トルフェンピラド)	
(S) - 1 - アニリノ - 4 - メチル - 2 - メチルチオ - 4 - フェニルイミダゾリン - 5 - オン (別名フェンアミドン)	7.3 µg/l
3 - (2, 2 - ジフルオロエトキシ) - N - (5, 8 - ジメトキシ [1, 2, 4] トリアゾロ [1, 5 - c] ピリミジン - 2 - イル) - , , - トリフルオロトルエン - 2 - スルホンアミド (別名ペノキススラム)	230 µg/l
エチル = N - [2, 3 - ジヒドロ - 2, 2 - ジメチルベンゾフラン - 7 - イルオキシカルボニル (メチル) アミノチオ] - N - イソプロピル - - アラニナート (別名ベンフラカルブ)	0.99 µg/l
(RS) - 1 - [2, 5 - ジクロロ - 4 - (1, 1, 2, 3, 3, 3 - ヘキサフルオロプロポキシ)フェニル] - 3 - (2, 6 - ジフルオロベンゾイル) ウレア (別名ルフェヌロン)	0.041 µg/l